

65歳以上の方に、「生活機能評価(介護予防健診)」が実施されます。

「生活機能評価」は、いつまでも健やかに暮らすために、ご自身のこころやからだの状態を確認する機会となります。ぜひ、ご利用ください。
問い合わせ 高齢者支援課(内線188・189)

生活機能評価とは

年齢とともに現れる心身の衰え(運動機能や口腔機能の低下、低栄養状態)を「基本チェックリスト

ト」で事前にチェックすることで、早期に対応し介護状態になることを回避するための介護予防健診です。
※平成20年度から、ここらから

くための「基本チェックリスト」を、65歳以上で要介護認定を受けていない方全員に送付することになりました。
*「基本チェックリスト」は、生活の状況や運動機能、栄養状態などに関する25個の項目に「はい」「いいえ」で答える質問票です。

①「基本チェックリスト」を記入し、返信してください。

生活機能評価の流れ

※4月上旬に、65歳以上の方で介護保険要支援認定を受けていない方に「基本チェックリスト」を郵送しております。

・5月10日(土)までに記入の上、返送してください。
・生活機能評価が必要ないと判断された方へは、基本チェックリストの結果の連絡は行いません。
②「基本チェックリスト」の結果、生活機能の低下が予測される方のみ、医療機関にて「生活機能検査(医師の診察や心電図などの検査)」を受けます。
・返信していただいた「基本チェックリスト」により、生活機能検査が必要と判断された方に、「生活機能検査受診券」を送付します。
・生活機能検査が必要ないと判断された方へは、受診券の送付は行いません。
③医師の判定により生活機能の向上が必要と判断された方には、「介護予防教室」をご案内します。
・介護予防教室については、高齢者

支援課地域包括支援センターよりお知らせします。
●介護予防とは
元気な人も介護が必要な人も、生活機能の低下を防ぎ、自分らしい生活を続けられるようにすることです。
※医療機関にて受診していただく「生活機能検査」の受診期間は、7月～11月を予定しています。
※生活機能検査についての詳細は、「広報みよし6月1日号」にて具体的にお知らせします。

児童手当制度について

小学校6年生までの児童を養育し、所得が一定未満の人に支給され、外国人の人も要件を満たせば受けられます。現在、所得制限により手当を受給していない場合や、対象となる児童がいても申請をしていなかった場合は、新規に申請をしてください。また、公務員の人は勤務先へ申請してください。
問い合わせ こども家庭課(内線164・166)

児童手当の金額

- 3歳未満 一律 月額1万円
- 3歳以上 第1子、第2子 月額5千円
第3子以降 月額1万円

申請の仕方

こども家庭課に申請書類を提出してください。(自己申告制)
児童手当の支給は、申請した月の翌月分から受け取ることができます。

支給の時期

児童手当は毎年3回、2月、6月、10月にそれぞれ前月分までがまとめて支給されます。

所得制限について

平成19年分の所得から法定控除(8万円)等を行った後の金額が表1の限度額未満であることが必要です。詳しくは、こども家庭課へお問い合わせください。

※所得とは、給与収入の場合は給与所得控除後の金額をいい、事業所得の場合は総収入から必要経費を控除した金額をいいます。

特例給付について

児童手当に該当しない場合でも厚生年金等に加入していることを条件に、児童手当と同等の手当を支給する制度です。ただし、児童手当の場合と同様、表2の特例給付の所得限度額未満であることが必要です。

該当にならなかった人

前年度以前に所得制限により非該当となった人については、その後の所得額、扶養人数の変動などにより該当となる場合があります。

児童手当を受けている人

6月末までに児童手当現況届を提出してください。この届を提出することによって6月分から1年間の手当が決定します。提出しないと6月以降の手当の支給が受けられません。6月に入って現況届の用紙を郵送しますので、必ず提出してください。

届け出について

特例給付の受給者の人で、厚生年金等の加入資格がなくなると、手当の受給資格もなくなります。会社などを辞めたときは必ずこども家庭課に届け出てください。再び就職したときは改めて認定請求してください。

表1 自営業などの人(国民年金加入者等)

児童手当	所得限度額(万円)
扶養親族等の人数	
0人	460.0
1人	498.0
2人	536.0
3人	574.0
4人	612.0
5人	650.0

表2 サラリーマンなどの人(厚生年金等加入者)

特例給付	所得限度額(万円)
扶養親族等の人数	
0人	532.0
1人	570.0
2人	608.0
3人	646.0
4人	684.0
5人	722.0

注1) 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある人についての限度額(所得額ベース)は、上記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

注2) 扶養親族等の人数が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額。